

令和2年3月27日

(お知らせ)

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

【対象期間延長】新型コロナウイルス感染予防に伴う利用料金の還付について

「**【対象期間延長】**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本市所管施設を利用しない旨の申出があった場合の対応について」(令和2年3月27日付 京都市新型コロナウイルス感染症緊急対策本部おしらせ)に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、施設利用をキャンセルされた、またはこれからキャンセルされる場合、利用料金の全額還付(返金)について、**対象期間を令和2年4月10日まで延長**して実施します。

記

1. 対象施設

京都コンサートホール
京都市東部文化会館
京都市呉竹文化センター
京都市西文化会館ウエスティ
京都市北文化会館
京都市右京ふれあい文化会館
ロームシアター京都

2. 対象期間

令和2年2月20日から**同年4月10日までの施設利用分**

3. その他

還付の手続きにつきましては、各施設にご連絡いただくか、窓口にお越しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上